

令和7年8月7日

障がい者支援施設おんべつ学園
給食業務委託事業プロポーザル実施要項

1. 業務内容

(1) 委託業務名

障がい者支援施設おんべつ学園における給食業務委託

(2) 対象施設名 (住所)

障がい者支援施設おんべつ学園 (北海道釧路市音別町川東1丁目200番地1)

(3) 業務内容 上記施設における給食業務委託 (労務委託)

詳細については別紙給食調理業務委託仕様書による

(4) 契約期間 令和8年2月1日から令和9年1月31日までとする。ただし、契約期間満了3ヵ月前までに双方に異存なければ更新できることとする。

2. 事業者選定に係る日程

項目	内容
① 実施要項の公表	令和7年8月7日(木)
② 参加表明書の提出期限 資格要件が確認できる資料の提出	7年8月7日(木)~7年8月21日(木)
③ 参加資格審査	7年8月7日(木)~7年8月21日(木)
④ 現地説明、見学会申込期間	7年8月22日(金)~7年8月27日(水)
⑤ 現地説明、見学会開催	7年9月2日(火)
⑥ 実施要項等に関する質問受付期間	7年9月2日(火)~7年9月5日(金)
⑦ 実施要項等に関する質問回答予定日	7年9月12日(金)
⑧ 企画提案書、見積書の提出期限	7年9月26日(金)
⑨ 審査 書類審査、プレゼンテーション、 試食会及びヒアリングの実施	7年10月1日(水)
⑩ 審査結果の通知	7年10月中旬
⑪ 契約締結	7年11月

3. 参加資格要件

本プロポーザルに応募する事業者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 令和7年7月現在、釧路管内の障害者支援施設における給食業務委託の実績を有すること。
- (2) (社)日本メディカル給食協会に加盟していること。
- (3) 健康増進法に規定する集団給食施設及び特定給食施設における給食業務について10年以上の実績を有していること。
- (4) 大規模な災害時に食事を提供した実績があること又は大規模な災害に備えた緊急時の

マニュアルが整備されていること。厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」の遵守、及びHACCPを取得、もしくは遵守した業務が遂行できること。

- (5) 栄養士法に規定する栄養士の資格を有して、集団給食業務に従事した経験者、調理師法に規定する調理師の資格を有して、集団給食業務に従事した経験者を常勤で従事させること。
- (6) 製造物責任法第3条の規定に定める損害保険賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (7) 緊急時の連絡体制が整備されていること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団）又はその他暴力的集団の構成員や反社会的あるいは公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属する者でないこと。

4. 応募の制限

応募申込日において、下記に該当する場合は応募できません。

- (1) 会社更生法第30条1項又は2項に基づく更生手続開始の申し立てをしている者または申し立てをなされている者。
- (2) 商法第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

5. 応募方法

(1) プロポーザル参加表明書等の提出先

- ①提出日 令和7年8月21日（木）午後4時までとする
- ②提出先 社会福祉法人音別憩いの郷 法人本部まで持参もしくは郵送すること
〒088-0123 釧路市音別町川東1丁目200番地1

(2) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③業務履行実績（様式第3号）
- ④保険等の加入状況（保険証の写し等）
- ⑤財務諸表の写し（直近2箇年分）
- ⑥会社の概要がわかるパンフレット等
- ⑦本件に係る担当者の連絡先等（名刺等）

6. 現地説明、見学

調理室・ユニット・食堂・施設及び厨房器具等の確認、説明のための見学会を行う。現地見学会当日は、白衣・帽子・マスク・履物（2足/1人）・細菌検査結果（写しでも可）・使い捨て手袋を持参すること、また調理室内の写真撮影は可（利用者の氏名等の個人情報は除く）とする。

7. 企画提案等

企画提案書の作成にあたっては、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすいものとする。

(1) 企画提案項目について

	NO	審査項目	審査項目 (詳細)
業務に関する提案	1	事業実績	①業務を履行する事が可能な事業実績 ②当該施設近隣地区を含めた事業実績 ③利用者の食事に反映する事ができる事業実績
	2	食事に対する 考え・取り組み	①利用者に提供する食事に関する考え・基本方針 ②調理技術・ノウハウ ③利用者を満足させる行事食の提供について
	3	業務運営管理体制	①安定した業務提供を行える組織体制であるか ②欠員時の応援を至急実行できる管理体制が用意されているか ③業務に関する懸案事項をスピーディーに解決できる組織体制であるか ④業務に従事する従業員に対する管理が行き届く管理体制であるか ⑤定期巡回を行える管理体制であるか
	4	安全衛生管理体制	①安全かつ衛生的な食事提供が実行できる管理体制であるか ②業務に従事する従業員に対しての教育、施策 ③衛生事故が発生した際の具体的対応手順
	5	災害等危機管理体制	①自然災害発生時に備えた運営体制であるか ②自然災害発生時における食材供給体制は万全であるか ③感染症に関する予防体制・考え
	6	独自提案	①上記以外の業務に関する参加者独自提案
	7	試食会	①味付け ②見た目、盛り付け ③食感 ④分量 ⑤実現性のある内容か
	8	委託費見積	①業務を履行できる適正価格であるか

(2) 留意事項

- ①企画提案書は、(1) 企画提案等に記載されている1~6を盛り込みA4縦判で作成し、8部提出する。
- ②企画提案書は、1社につき1提案とする。

8. 見積書作成要項

別紙、プロポーザル業務仕様書に基づき、税別表記のうえ作成、提出する。

- ・前提食数：令和6年度 利用者数（施設入所89～90名、通所4名）
（朝）35,320食 （昼）42,141食 （夕）31,936食
- ・前提運営日数：単月30.4日計算にて作成
- ・月間固定管理費：単月での固定管理費を記載

9. 提出書類等

提出書類

- ①委託料見積書※任意様式
- ②企画提案書：1案（8部）

10. 企画提案書の受付及び提出先

- (1) 提出日 令和7年9月26日（金）午後4時までとする
- (2) 提出先 社会福祉法人音別憩いの郷 法人本部まで持参もしくは郵送すること。
〒088-0123 釧路市音別町川東1丁目200番地1

11. 企画提案書等の取り扱い

- (1) 提出されたすべての企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出されたすべての企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

12. 審査方法

(1) 審査基準

法人で定めた評価基準に基づき、審査委員により、参加資格要件に基づいて審査を行い、その後、企画提案内容及び試食会、見積書の評点を実施し、最優秀1社を特定する。但し、審査により次点の者を優秀者として特定する場合がある。また、審査の過程で、企画提案書等の内容について質問することがある。

- (2) 審査方法は法人で定めた評価基準に沿って、評価項目一覧表における各項目及び価格について審査を行う。
- (3) 企画提案において期日に提出された企画提案書にて行うこととし、追加配付資料は認めない。
- (4) 試食会については別紙実施要項に基づき開催し、技術審査を行う。その際に独自提案の場も併せて設ける。

13. 審査結果の通知

審査結果については、後日参加者全員に文書にて通知する。但し、各評価項目の点数等は公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け入れない。

14. 問い合わせ先

〒088-0123 釧路市音別町川東1丁目200番地1

社会福祉法人音別憩いの郷（おんべつ学園）

担当：（法人事務局長 長谷川）又は（総務課長 齋藤）

TEL： 01547-6-2811 FAX： 01547-6-2814

メールアドレス：onbg1989@ec1.technowave.ne.jp

15. その他

提案に要する費用は、すべて各提案者の負担とする。

以下余白